

災害共済給付金口座振込申出書

本年度中に独立行政法人日本スポーツ振興センターへ請求した災害共済給付金が同センターから給付された際には、下記口座に振込むようお願いします。

令和 年 月 日

福井県知事 杉本達治 様

保護者等住所 _____

保護者等氏名 _____

(「発行責任者」および「担当者」)

保護者連絡先 _____

児童・生徒氏名 _____

学 校 名 _____

(振込先口座等)

	銀行 金庫 組合	支店(出張所)	金融機関確認印 (通帳の写し、または授業料等 口座振替納付届出書の写しが あれば不要)
普通	口座番号		
口座名義人 (カナ)			
上記振込先口座は授業料等口座振替納付届出書記載の口座と 同じ口座 ・ 違う口座 (どちらかに○をしてください)			

※1 支店の統廃合等により取扱(取引)店が口座開設時から変わっている場合もありますので、申出書を提出される前には現在の取扱(取引)店をご確認ください。

※2 年度途中で振込先口座を変更したい場合は、本申出書に変更後の口座を記入の上、すみやかに学校へ提出してください。

※3 上記振込先口座が授業料等口座振替納付届出書記載の口座と同じ場合は、通帳の写し以外に、学校で保管している当該届出書の写しの添付でも可能です。

消えるペン、修正液等は使用しないでください。記入内容に誤りがある場合、新たに正しく記入したものを再度提出してください。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水) (・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎) (・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舍にあるとき等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。